

自治体2020年度概算要求

東京都私学部：ネコババせず!! 特別奨学金補助(=授業料減免補助) 予算 今年度比4億円増を要求!!

東京私教連から喜びの情報が飛び込んできました。東京都の2020年度予算概算要求が本日発表されました。その中で私学部の概算要求における特別奨学金補助(東京都では独自に授業料減免補助のこと)予算が、前年比4億円増で要求されていることが判明しました。国の就学支援金2020年度拡充にあたり、東京私教連の試算では74億円が国からカバーされる事になるのですが、その分の減額はなく、2019年予算比で4億円の増額です。全国の一番手としてネコババせずの先例ができました。大いに飲むべき事です。

東京都は2018年度私立高校授業料平均額が452,476円で年収760万円未満世帯まで国の就学支援金と合わせて456,000円までの補助が実現しています。このうちの年収590万円未満世帯までの40万円分までが国からの補助となり、その分の合計額が東京私教連の試算によると74億円です。これに、4億円増となると独自制度の特別奨学金補助予算に新たに78億円が当てられるという試算になります。この制度拡充がどのような内容で検討されているかについては、近く開かれるヒアリングで確認していくそうです。

「すすめる会」運動が、9月議会で 「拡充の方向」の知事答弁を引き出す!!

8月以降東京では、都議会議員との懇談を展開しました。それを契機に9月の都議会において「国の就学支援金拡充に伴って、都の特別奨学金補助をどうしていくのか、拡充すべき」の線で複数の会派の議員が質問しました。これに対して小池都知事は「拡充の方向で考えている」と答弁。このことは、今回の概算要求の大きな力になっています。

この朗報を力に全国で自治体当局へ「ネコババするな」「制度拡充を」 の声を持って迫り、自治体制度の拡充を実現させましょう!!

右は、兵庫から送られてきたニュースです。11月2日の私学助成制度学習会の様子を記しています。近畿ブロック京都私学助成をすすめる会の三宅代表、鈴木事務局長を招いて、制度面、運動面について学習をしました。このあと三の宮の繁華街へ参加者で繰り出し、街頭署名に取り組みました。

兵庫:ブロックと共同して2度目の学習会と街頭署名を開催

2019年11月6日

F 兵庫私教連 FAX NEWS

〒650-0011
神戸市中央区下山手通7丁目11-16 協英ビル205号
兵庫県私立学校教職員組合連合(兵庫私教連)
Tel 078-341-3904 Fax 078-371-4934
E-mail h'skr@bfletsm.bforth.com

「国の就学支援拡充にともなう 生徒・保護者も参加した 県の授業料軽減補助制度を考えるつどい」



↑鈴木潤氏

11月2日(土)、「国の就学支援拡充にともなう県の授業料軽減補助制度を考えるつどい」が行われました。京都から三宅紀子氏(全国父母懇・私学助成をすすめる会連絡会保護者代表)と鈴木潤氏(京都私学助成をすすめる会事務局長)を招いて、私学助成制度拡充への学習をし、兵庫県私学助成運動推進会議からの行動提起のもと、1か月後にひかえた署名提出に向けて、昨年より一筆でも多く署名を集めようと思意統一を行いました。

当日は多くの学園で文化祭やオープンスクール等の学園行事が行われていたにもかかわらず、6学園+すすめる会で計33名(うち生徒7名・保護者10名)が参加しました。

三宅紀子氏→



2020年 就学支援金拡充 授業料への振替で 保護者負担が軽減される?!

全国私学助成をすすめる会では、国拡充分がすべての私立高校生に届くように、施設設備費等その他の学納金を授業料へ振替えることを、各学園へ求め、各自治体へも誘導策を求める取り組みを全国ですすめています。

香川では、県の私学校長会で、県内全私学での振替えが合意された模様という情報も入ってきています。この12学園が加わると、すすめる会がキャッチできている範囲で16県81学園となります。

福島でも私中高協会で自県私学が授業料を低く抑えていることを挙げて、授業料の振替を県内私学に呼びかけています。これにより福島でも振替え学園数が増加していることが予想されます。

(No.12 2019年10月31日(木)付けの私学助成署名推進ニュースより引用)

兵庫では、2019年度の平均授業料406,400円より低い学園は、36学園もあります。20年度の拡充が平均授業料まで補助されるとすると、授業料を上限まで上げた方が保護者負担が軽減されます。

例えば2019年度のA学園を見ると、授業料372,000円とその他46,800円で418,800円の学費となっています。19年度の軽減制度の下では、世帯年収590万円未満は265,200円まで補助対象となりますが、46,800円は対象外となり、授業料の差額と合わせると153,600円の負担となります。

ところが、20年度の拡充では、世帯年収590万円未満までは平均授業料相当分を手当てするものなので、その他46,800円を授業料に振替えて学費=授業料として418,800円にしたら、406,400円まで補助対象となるので、12,400円の負担で済みます。

A学園では、その他経費を授業料に振替えることにより、世帯年収590万円未満の保護者負担は、153,600円から12,400円の負担で済む見通しです。1/10以下になる。

各学園で20年度の拡充に合わせた授業料の見直しが必要となっています。学園と教職員共同でこの問題に取り組むことをお願いします。

